

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床 西 悟 (印略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
経済産業省令の一部を改正する省令案に対する意見募集に
ついて (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

○液化石油ガス法の改正 (R5.6.16 公布) ※R5.7.6 付け山LP協第 62 号参照
法第7条に規定されている標識を、経済産業省令で定める場合を除き、販売事業者の
ホームページにも掲載することとされた。

(標識の掲示等)

第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売
所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合
その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気
通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として
公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するも
のを除く。次項において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、
又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

○経済産業省令改正案

その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を

- ・ 常時雇用する従業員の数が5人以下である場合
- ・ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

とする。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令案に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、e-Govのウェブサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

本件については、販売事業者が掲げる標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、販売事業者のウェブサイトに掲載することが令和5年6月16日に公布（施行日は公布日から1年以内）され、その経済産業省令案等に対する意見募集になります。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ウェブサイトの意見提出フォームによりご提出（令和5年12月15日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123101&Mode=0>



○主な概要

その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合とは「常時雇用する従業員の数が五人以下である場合」もしくは「自ら管理するウェブサイトを有していない場合」である。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、森、橋本